

## 南山進流の系譜における覚証院様と東南院様の正傍について

淵田 雲溪

はじめに

高野山大学密教文化研究所においては平成二十六年度より「南山進流声明研究会」として高野山における声明「南山進流」の研究事業を進めている。その中で、高野山真言宗を中心として現在お唱えされているところの声明の曲、その博士は時代とともに、また相承の流々によって一定ではないことなどを確認することができた。そのうち近世における高野山真言宗では鎌田観応座主の発願によって、大正九年に「声明講究会」なるものが七月二十六日より八月四日までの十日間、高野山金剛峯寺大師教会において催され、高野山南山進流において相承されている各師の声明博士の一揆が行われることとなった。大山公淳師（一八九五～一九九二）によって記録された「声明講究会の記」<sup>1</sup>によれば、その講究会においては、高野山の宮野有智師（一八六三～一九四六）、関口慈暁師（一八七一～一九三二）、淡路の松帆諦円師（一八六〇～一九三九）、阿波の真鍋戒善師（？～一九五五）、備後の高橋円隆師（一八九二～一九六五）、京都大学の鈴木智弁師（一八七四～一九六七）の六名に依頼が出されたようである。当日は宮野師を座長とし、関口師と福井の山田覚初師の二人を副座長として会が進められている。ただし、十日間全員が揃っていたわけではないようで、出席者の入れ替わりがあつたようである。更には先に挙げた諸師以外にも高野山遍照光院法性前官や大乘院松橋慈照前官などの臨席、並びに発言もあつたようである。いずれにしても当代の達人が一堂に会しての校合が行われ、先述のとおり大山師がその記録に当たられた。そこでの南山進流における声明の一揆は、以降発刊されるところの法要の法則、経本等に影響を与えたことは当然である。

ここで南山進流においては、古来より覚証院様と東南院様という両様が存在していることは既知のことである。両様の差異については、口誦の相伝であるので現在はっきりと断言出来るには至らないが、一例として藤原榮善師は『高野山時報』に「南山進流声明物語 その二」<sup>2</sup>を寄稿され、その差異数ヶ所を報告されている。

それについては後述するとして、その両様の印信血脈となると現在に伝わるものは高野山親王院の先住である中川善教前官御房（一九〇七～一九九〇）所伝のもの、あるいは徳島の吉田寛如師（一九二二～？）所伝のもの等であると考えられる。中川師によればその所伝は東南院様で、三宝院深敬上綱に師事された真鍋師をして覚証院様の相伝は絶えてしまったと伝えられている、と聞いていたが、その相承については師資相承であるため長く疑うことすらなされなかったのが実際である。

しかしながら同時に、東南院様も早くに絶えてしまったとの見解も示されており、その詳細については明らかとされていない。弘法大師以来、我が宗にあつては伝授に至つては面授が尊ばれるが、声明においてもそれは同様であり師伝や口伝が重んじられてきた。その態度は伝統を重んじ、伝える一方で、誤解や錯誤を生み出す一因となった。岩原諦信師（一八八三～一九六五）は『南山進流 声明の研究』の中で、

もしそれが不合理の師伝、口伝であっても尚且つ違背できないというならば声明の研究は不可能である。・・・(略)・・・正しい口伝と誤つた口伝と誤解された口伝とが混在していることは事実である。

師伝口伝に絶対無条件で服従するか。

師伝口伝の外に立つて、全く新しい道を開いて進むか。

出来るだけ師伝口伝を尊重するが、全然不合理なものは捨つるに憚らない。かである。

私は第三の態度を以つて進みたいと思う。<sup>3</sup>

とされ、現在唱えられる南山進流の声明が、師伝や口伝の名のもとに誤つて流伝していることを明かし、根拠に基づいた正しいものに回歸することを望まれた。

ここでは南山進流の相承を見直し、現在残される中川師所伝の東南院様とされる「声明業血脈」や吉田師所伝の「声明業血脈」について一考を加えんとするものである。

## 一、南山進流声明の展開と魚山

## (一)、南山進流について

我が宗における声明は弘法大師以降、各山の分派に従って各流に分かれていた。慈鏡（一三六九？）によって著された『声明声決書（以降、『声決書』）<sup>4</sup>によれば久安年中に御室の覚性法親王（一二九〇～一一六九）は仁和寺大聖院の御所に各流の声明の達人十五人を召し、七十三ヶ日もの時間をかけてその校合法談をなされた。それによつて各流相對していたものが、進流、相応院流、醍醐流の三流に整理された。ただし相応院流は本相応院流と新相応院流とを分かつとされた。その上で、観験上人（生没不明）<sup>5</sup>が進流を、定遍上人（一一三二～一一八五）は醍醐流を、そして覚性法親王が本相応院流、能覚法印（一一一七～一一八二）が新相応院流（西方院流）を司ることが決議されるに至った。

この進流こそが現在高野山等において相承される南山進流の源流である。そもそも先の観験は紀伊上人と号し、中川大進上人宗観（生没不明）の弟子である。つまり進流とは大進上人の法流という意味を示している。宗観は大和國中川寺成身院の中川実範（？～一一四四）の弟子であつて、実範は高野山中院の明算（一〇二一～一一〇六）の弟子である。

その宗観の孫弟子にあたる慈業上人（生没不明）の頃、高野山には三宝院勝心（生没不明）があつて寺務検校に昇補し、嘉禎三年（一二三七）には高野山大門の造営、金剛力士像の造立において導師を務めている。『声決書』によれば

昔三宝院の権律師勝心乞書を中川寺に送つて曰く……（略）……爾るに高野山未だ一流司分に預からず。殊に当山は高祖入定の靈峯にして密乗声明の二種においては一流の本源を司つて群生を度すべき憤りあり。然るに密法は昔中院御房明算当山の密乗に興せんより以来真言秘法において一流の旨之有り。声明を司ること未だ之有らず。願わくは進上人の声明を以て当山を本所と為せ。余芳を後世に施して有情の塵垢を清めんなり。<sup>6</sup>

として勝心阿闍梨は、弘法大師ご入定の靈峰である高野山に声明の本流が相承されていないことを憐れんで、進流の本所を高野山

に移すよう中川寺に乞うたとされる。

慈業上人はその書を受けて真言各山に意見を求めた。各山は勝心の乞いに異論を挿まなかつたため、慈業は承諾の書を送るとともに高野山へと登山して進流を伝えた。これをもって進流は、高野山を本所とした南山進流となつたのである。

勝心阿闍梨の後は定蓮房憲海（生没不明）、三宝院源真（生没不明）と伝え、源真の後に東南院劍海（生没不明）が出て、その法脈を東南院様と呼んだ。一方で憲海の正嫡となつた般若房定意（後に龍劍・生没不明）の孫弟子に覚証院覚暁（後に隆然、生没不明）が出て大いにその法流を広めることとなつた。これを覚証院様とする。加えて憲海の孫弟子には金剛三昧院の証蓮房覚意（一二三七〜？）もおり、金剛三昧院様を名乗ることとなり、ここに南山進流は三様に分かれることとなつた。この覚意は五音の博士図を考案したとされているが、それらを用いたのは先の覚証院隆然であつて、いつしか金剛三昧院様は覚証院様に摂取されたものと思われる。東南院様は劍海の資に細谷の覚照房惠海（生没不明）があつたが、東南院を継いだのは了榮房劍忠（生没不明）<sup>7</sup>であつた。その劍忠は声明の研鑽を怠つていたが、師の入滅後ようやく志を興し覚証院の隆然に師事した。しかし劍忠は

短息にして長き博士に煩い、声強くして無窮ならず。<sup>8</sup>

とされるとおり印可を受ける程の器量に恵まれなかつた。しかし師である隆然に対して給仕篤く、ようやく隆然はその姿に心を動かされ、遂には覚証院様の尽奥を伝えた。されど劍忠は隆然の滅後、

覚証院において声明の大事之を相伝す。<sup>9</sup>

と自ら讃じて、東南院に戻つて法流を広めようとしたため「非節の博士」を伝えたとされる。それについて『声決書』には

彼の諸弟子非節の博士を伝えて東南院様と名づけて之を稟承し伝来して今に絶えず。当院家の声明本より余流に替れり。<sup>10</sup>

として、劍忠以降の東南院様は「非節」として、相伝されるものの南山進流の主流は覚証院様に移ったとし、いわば覚証院様をして南山進流の本流とし、東南院様をもって傍流とすることが明かされている。ここで『密教大辞典』の巻末にひく「声明相承」<sup>11</sup>によれば『声決書』を著述している慈鏡の名前の傍らに「東南院」との記載があり、一見すると慈鏡が東南院に属していたかと思われるが、この「東南院」の記載は上段の劍忠に対するものと思われる。当然『析負輯』等においても東南院の過去帳に慈鏡の名を見出すことはできない。

いずれにしても劍忠を経て慈鏡の頃、『声明声決書』が書かれる応永三年（一三九六）頃までには既に、東南院様も覚証院様も法流に多少の混交をきたしていたことが窺える。ましてや劍海よりの純粋な東南院様は、既に次の劍忠の代には途絶え、隆然に師事した劍忠による新しい東南院様に姿を変えてしまったと考えられる。

## （二）、魚山について

そもそも声明において、その声明集を広く「魚山」と称す。『声決書』によれば、

夫れ梵曲音律其れ尋ねれば、昔釈尊是法を以て優婆梨尊者に付属す。黄金端正の聖容終に金棺の底に入つて後に魚山に帰す。音法を紹隆し広く人天に度す。其の後大唐の陳思王印度に渡つて魚山に入つて梵王の妙曲を感じしより震旦専ら声韻を以て化導の随一とす。<sup>12</sup>

としているとおり、釈尊の入滅後に優婆梨尊者が魚山に入り、音曲をもって法を広めたとされ、その後唐の陳思王がインドに渡つて魚山に入り、その音曲をもって専ら化導したことが示されている。

また我が国においては、京都の大原に魚山という地名があつて、その傍らを呂川と律川が流れ、大原の良忍（生没不明）はその

呂律各々の川の水の響きに合わせて呂律の曲を作ったとされている。

いずれにせよ、これらの伝承より広く声明集を「魚山」と呼んでいる。我が真言衆においては明応五年（一四九六）に二階堂長惠（一四五八〜一五二四）によって『魚山薑芥集』が撰集され、以降数度にわたり校合改訂がなされていくこととなった。因みにその名称は、弘法大師『遍照發揮性靈集』巻第六「右將軍良納言為閑符儀同三司左僕射設大祥齋願文」における

方丈の草堂は法界を呑んで薑芥し、花山の松林は宝樹に變じて刹説の如くなり。梵曲は魚山の如く、綿花は龍瀆の如し<sup>13</sup>

に由来するとされ、梵曲の瑞響は魚山に由来し、それを数多に収録したという意味合いとなろう。

葦原寂照師（一八三三〜一九二三）が明治二十五年（一八九三）に発刊した『南山進流明治改正 魚山薑芥集（以降、『明治魚山』）<sup>14</sup>には『譜博士魚山』・『覺曉魚山』二巻・『長惠魚山』三巻・『朝意魚山』三巻・『冠註魚山』・『明応魚山』・『横本魚山』・『天文魚山』・『正保魚山』・『進流魚山』・『慶安魚山』・『天和魚山』・『貞享魚山』・『正徳魚山』等の名を見ることができ、それについては、岩原師や大山師の優れた研究がなされているため、ここではその詳細を省く。<sup>15</sup>

先にも挙げたとおり長惠は明応五年に、表題は『声名集』、終わりに「魚山薑芥乙」と名付けた魚山を著した。「乙」のとおり、元は甲乙二巻本であったと思われる。その後、正保三年（一六四七）になって長惠の『声名集』が『魚山薑芥集』として刊行されることとなった。正保版であるから『正保魚山』とされ、その後、再版があったことが認められている。また新義方にも『天和魚山』や『貞享魚山』などが競って著されることとなった。

高野山にあつては、寛保三年（二七四三）に先の『正保魚山』を底本として『南山進流寛保再版 魚山薑芥集（以降、『寛保魚山』）<sup>16</sup>が刊行された。これは普門院理峯（一六七七〜一七五八）が成蓮院真源（一六九〇〜一七五八）とともに、「御影供合刹」の印行し併せて「阿弥陀讚」に博士を付して発刊したものである。ただし「阿弥陀讚」については、本来その博士を伝えるのは相応院流であつて南山進流には博士が無いとされる。

さらに天保五年（一八三四）には弘法大師御入定千年を記念して『天保魚山（「声明正律」）』が刊行されている。



\* 「散華初段」の「道」等、ユリカケでの仮名合わせ

# 道



声明講究会 真鍋戒善師

ユリカケてウにうつるは東南院の伝にして、その末にウにうつるは覚証院の伝…(略)…これを図示せば  
ㇿの音あるものと、ㇿとなるものとである<sup>22</sup>

\* 「散華 大日」の「盧」・「散華 回向句」の「功」

# 盧



声明講究会 真鍋師

「盧」の字の「ㇿ」とある第二の角のユリに「ㇿ」の如く次第に小さくなるものと、「ㇿ」の如く前後均等なるものとの両伝あり、覚証院、東南院の両伝によるものではあるけれども、近年はその相伝を失つて…。<sup>23</sup>



\* 「散華 大日」の「業」

# 業



『文明記』

カナは二番目の徴の中に成して徴をユラユラとユリ重ねて後の徴はユラずして末少しソリて角に下る云々この博士の徴徴の間をソリ重ねるは東南院なり。当流はユリ重ねる。<sup>24</sup>

\* 「梵音」の「勝」

勝



『声明集私案記』

三ツカナに成するなり。商をソラして宮へ下げて宮の中にてカナを成して後にユリ。下の羽へユリ下げて少しソラして又羽を重ねて末の羽は先の羽よりは少しソラします。但しツキ離れず。又ツキはなしてもするなり。覚証院には切もす。東南院にはハネともす。<sup>25</sup>

『文明記』

三ツカナなり。商ソラして宮に下げ宮の中にカナを成して、ユリソラして下の羽へユリ折る。少しソル。亦羽を重ねて声を切らずして柔和に重ねるなり。此の二の羽の曲突き離れて重ねるは東南院方なり。当流にはヒネリ重ねると云うなり。但し当流にも羽を突き離つ様(ひ)ありと云々<sup>26</sup>

\* 「梵音」の「方」・「供」・「相」

方



供



相



『声明集私案記』

律の声明には多分に商をソラス。又ソラさぬ処も有り。但し東南院には十方の方、供養の供、色の相、此れ等の本の二の徴をば先の徴をば由らず前の方等の末なる商をもソラさざるなり。これ東南院様なり。<sup>27</sup>

\* 「梵音」の「方」

『文明記』

徴は二つ乍らユリ重ね。カナは本の徴の中に成す。さて本の徴をユラさるは東南院方。当流には而からず。<sup>28</sup>









\* 「心略漢語」の「一切」



『寛保魚山』

末の徴由らずして羽へ突き上がるは東南院の様成るを今は寛証院の流に之を用いる。<sup>39</sup>

以上、確認でき得る寛証院様と東南院様の両様における口決を挙げた。ここで確認できるのは、両様において唱える声明の曲自体、博士自体に大差があるわけではなく、その唱え方や声の出し方という細部においての違いであるように思われる。加えて注目すべきは、先に挙げた「心略漢語」中の「一切」における口決で『寛保魚山』中に先述のとおり

末の徴由らずして羽へ突き上がるは東南院の様成るを今は寛証院の流に之を用いる。

としたうえで、

所詮宜しきに従って両流の曲節の用不有るべきか。<sup>40</sup>

と述べている点である。そこには東南院様の口決に従って今は寛証院様でも唱えているが、所詮はその唱える人の宜しきに任せて、どちらでも良いと述べるのである。

つまり、先には剣忠以降、『声決書』の応永三年頃までには両様の混交をきたしていたことを指摘した。その後時代を経て長恵以来魚山の再版の中に、『寛保魚山』に至った寛保三年時点には、その両様の口決はかなり入り乱れ、その唱える人の「宜しきに従って」唱えることを良しとしなければならなくなっていたのであろうと思われる。

## 三、南山進流の系譜における正傍について

まず現在残されているところの系譜を考察するに、宮野宥智師の相伝するところの「声明業血脈」は、『声明類聚』の付録によれば大日如来より始まり、流伝して大進上人宗観。以降は紀伊上人観験―三宝院勝心―憲海―龍劍―賢任―覚証印隆然と相承している。その後、真恵―静恵―宝性院宥快―宥信―覚証院隆印―東南院重仙―快助、そして『正保魚山』を示した二階堂長恵と続く。またその後は、勢遍―朝意―勢朝―良胤―朝誉―融伝、続けて西禅院栄融―普門院理峯―普門院廉峯―如意輪寺弘栄―了々斎寂如―そして葦原寂照師―宮野師と繋がっている。

また、吉田寛如師所伝の「声明業血脈」を見るに大日如来より寂照師までの相承は宮野師所伝のものと全く同じで、寂照師の後が関口慈暁師・釈大恵師（一八六五―一九四一）・真鍋戒善師に分かれ、その内の釈師より岩原諦信師―吉田師と繋がっている。

さらに中川善教師所伝の東南院様とされる「声明業血脈」も大日如来より葦原寂照師までの相承は全く同じで、寂照師の後に桑本真定師（一八五二―一九一七）―高橋隆円師、そして中川師と相伝されている。

つまりこの三つの印信血脈は、ともに「声明業血脈」と題され、大日如来以降の相承は一致しており、寂照師より分派したものであつて同一系統のものである。

これらと系譜を同じくしながらも若干の違いを見せるものに、先の『密教大辞典』の巻末にひく「声明相承」がある。ここには先の「声明業血脈」の流れのうち憲海より隆然とされ、問の龍劍と賢任が記されていない。

これについて『声決書』によれば

憲海入滅のとき嫡流の血脈を般若房一人に之を相伝す。又覚証院隆然は般若房の御孫弟子にして嫡流の血脈明鏡なるのみにあらず<sup>4</sup>

として、憲海の正嫡を般若房（龍劍）とし、更には、隆然は般若房の孫弟子であるとしている。つまりこの記述は「声明業血脈」

の血脈の系譜である、憲海―龍劍―賢任―隆然を裏付けるものである。

しかし『金剛峯寺諸院家析負輯（以後、『析負輯』）』において般若房龍劍をひくに多聞院の貢に

定意 般若院の元祖、般若房と号す。後に龍劍と改め、声明の達士なり<sup>42</sup>

としているのみで、般若院の貢には見つけられなかった。また賢任についても詳細は不明であることから、「声明業血脈」と「声明相承」における血脈の違いについては、今後の研究課題とする。

いずれにしても、それらの系譜を見れば、どの血脈においても覚証院隆然を経由したものであり、東南院様といいなから覚証院様の血脈であることが窺われる。これは如何な事由によるものであろうか。

ここで、先述の明治二十五年に寂照師の校訂によって刊行された『明治魚山』の序において仁和寺門跡であった栄厳和上（一八一四～一八九九）は

寂照僧正声業において夙に精鍊して其の蘊奥を究む。是に寛保中再校魚山の梓板浸く將に磨滅す。旧本を取捨し之を脚注す。正傍二伝諸家の秘訣を係る。冠註諸梓を鉸む。以て後学の嘉恵なり。<sup>43</sup>

として、この『明治魚山』を発刊するに、寂照師の日本の校合により正傍二伝の秘訣を書き記した、としている。さらに寂照師も序において

集の中並びに注、正傍二伝、初学能く之を取捨して苦を無にすることあたわず。因つて今傍を除き正を取つて注す。<sup>44</sup>

としている。この「序」に示される正傍二伝とは覚証院と東南院の両様であることは明らかである。

ここで『声決書』などにおいては、劍忠以降の東南院様は「非節」として、相伝されるものの南山進流の主流は覚証院様に移ったとし、いわば覚証院様をして南山進流の本流とし、東南院様をもって傍流とすることが明かされていた。しかし、いずれにしても劍忠を経て慈鏡の頃、『声決書』が書かれる応永三年頃までには既に、東南院様も覚証院様も法流に多少の混交をきたしていたことが窺える、ということは先に述べたとおりである。

さらに『寛保魚山』の「校正魚山薑芥集序」において成蓮院真源は

進流の墨譜古今同じからず。また分かちて東南覚証の二家となす。その覚証院の流にて五音の譜を点ずるものに正保・慶安の二刻あり。並びに皆長恵の集録するところと同本である。……(略)……この故に今長恵の真蹟並びに相承の古記により再び正保の印本を校してもつて世に行う。<sup>45</sup>

として、『正保魚山』は覚証院様によつて博士が付けられたとし、その上で『寛保魚山』は『正保魚山』を台本としていたのであるから、この『寛保魚山』もそれに倣つていることが明らかである。これは先の慈鏡が「当院家の声明本より余流に替れり。」として南山進流の主流が覚証院様となったことを裏付けるものであるかもしれない。

さらには普門院廉峯(一七一八〜一七七二)によつて記された「進流秘書」によれば、

爾に当山は覚証院の流を専らにするが故なり。<sup>46</sup>

としているとおり、廉峯は明らかに覚証院様をもつて正流としている。さらに廉峯はその血脈について問われ

即ち心王院憲海の下に上足六人あり。爾に血脈を般若房一人付属すと云々。覚証院隆然は般若房の孫弟子と云えり。明鏡なり。心王院憲海は中川大進上人より四代目の嫡孫なり。<sup>47</sup>

として、大進上人の四代目の嫡孫である憲海の孫弟子にあたる隆然から連なる覚証院様の血脈の正当性を主張している。当然自らも、本流たる覚証院様に属しているとの主張である。

さらに廉峯より相承される如意輪寺弘栄（一七四四〜一八三〇）も、声明講究会の記録において「覚証院方弘栄前官」との記述されているとおり覚証院様の相承者であった。

つまり剣忠以降、少なくとも応永三年頃までには、南山進流の本流は覚証院様となっており、それに従って歴代の魚山が著されていった。加えて、先の血脈からその相承を考えるに、廉峯が主張するとおり、それらは明らかに覚証院様の血脈であるといえる。では東南院様を名乗ったとされる東南院寛光（一七三六〜一八二三）については如何であろうか。『析負輯』によれば寛光は讃岐多度の生まれで幼くして出家、高野山に登っては廉峯に師事して声明業の励んだとされる。その器量は群を抜き出で、廉峯もそれを認めて終には印可を授けるに至ったとされている。加えて、金剛三昧院の妙住上綱（？〜一七九九）の遷化に伴い、その遺命に従って東南院に晋山している。

さらに『析負輯』によれば

以ての故に下風に向かう受業者常に満戸の外を覆う。爾るより以来遐邇に梵唄を授くに三千余人。……（略）……蓋し本山中古の梵韻東南覚証二家の其の魁首と為す。<sup>48</sup>

として、寛光のもとには常にその教えを乞う弟子が集まり、外の門に溢れる程であったことが窺える。その梵唄声明を授けた弟子は三千人余りであるといい、東南院様と覚証院様の両様に通じる師であったことが窺われる。

続けて『析負輯』には

進流の清規を振起すと謂うべし。克つ東南の旧緒を継ぐ。<sup>49</sup>

として、寛光が南山進流を大いに振り起したことが述べられる。ただし「克つ東南の旧緒を継ぐ」について、大山師などは「而も清規は東南の旧緒を継いだのである」として東南院様を継いだかのように解釈されているが、先の文だけでは東南院において進流の清規を継いだのか、それとも東南院様を継いだのかは判明しづらい。

そもそも寛光は先の理峯、廉峯の弟子である。この廉峯が血脈上覚証院様の系譜に属することも先述のとおりである。理峯が記して廉峯、寛光と相承加筆したとされる『魚山私鈔略解』において、理趣経中曲の博士を解説する中で寛光は

初めの哉の四つ目の角をば覚証院口説には切らざるを誤りとすと文へり。而るに今時間（ママ）切らずして之を唱ふる人之れ有り。宜しく改むべし。<sup>50</sup>

として、覚証院様の口決に従って改めるべきであるとしている。つまり理峯、廉峯、そして寛光と、やはり覚証院様をもって南山進流の本流としているのである。

さらに寛光は同書において弘栄と共に同伴して舞楽声明の指南をしたことや、共に理趣三昧の法則を編んだことを書き記し、更には弘栄をして「彼の上綱と久しく声明断琴の友なり」として、声明を通して深く心を通じた友とし、その親しい交流が窺われる。先にも述べたとおり弘栄は覚証院様の声明を相承したものと考えられる。

以上の事由から、やはり寛光も覚証院様をもって南山進流の本流とし、自らもそれに属したことは明らかであろう。

では、なぜ寛光をして東南院様を継承したと言われるようになったのか。それは寛光自身の東南院様の理解にあるといえる。それは寛光自らが『魚山私鈔略解』「博士口決」において、東南院の先師である重仙の口決書を「此の道の肝要なり」とし『魚山薑芥集』を編んだ長恵について、

自ら此の魚山九方便の中、唯願普与於十方界の下において委く之を記す。而して又重仙は如意輪寺快助を以て資とす。彼の師能く重仙の意を伝ふること具に声明系譜等の中に示すが如し。<sup>51</sup>

とされている。つまり長恵が自らの師である如意輪寺快助（生没不明）は東南院重仙（生没不明）の弟子であると記している、としている。『寛保魚山』の当該部分を見れば

快助覚○既に重仙法印の附法とす。<sup>52</sup>

としてある。更に寛光は

当時如意寺主弘栄大和上、定めて快助の風を続がん。<sup>53</sup>

として、弘栄もまた如意輪寺の先師である快助の唱え様を受け継ぐうとしていたうえで、

凡そ当山声明の達人数多と雖も而も隆然重仙の右に出る者有ること無し。是を以て此の魚山故成蓮の主真源の序に東南覚証院家と云う。以て思うべし。<sup>54</sup>

とされている。つまり寛光は、南山進流における声明の達人として覚証院の隆然と東南院の重仙を出し、その流をそれぞれ覚証院様と東南院様の流れと見ようとしたのである。そうであるとすれば寛光のいう東南院様とは、劍海や劍忠が伝えたときれる東南院様とはまったく異なり、あくまでも師事した理峯や廉峯、そして弘栄との交流や相承の中で、覚証院様の相承を正当なる本義として相承しつつ、その中において自らも住する所の東南院の先師重仙よりの相承を見出そうとしたもので、新東南院様ともいべき理解である。

因みに寛光は、それまで墨譜のみで記していた博士に、仮博士<sup>55</sup>（目安博士）を加えたことでも知られている。そもそも声明においては、経文の文字の横に示された黒い線である墨譜の位置や方向によって声の高低が示され、宮・商・角・徴・羽の五音が、

一重より二重・三重とそれぞれに配当され、時計回りに高音を示すこととなっている<sup>56</sup>。現在よく目にするところの、寛光によって考案されたという仮博士（目安博士）は、文字どおりあくまでも墨譜の本博士の目安となる符号である。

寂照師によつて『明治魚山』に先立つて出版された『南山進流 魚山仮譜』の序によれば

斯の原本は東南院寛光の所製なり。而して吾が師了々斎仮に用いる所なり。然るに如意輪寺弘栄の所伝と、往々無差異にして且つきざる所有ることあたわず。<sup>57</sup>

として、この本は寛光が製作した目安博士集を原本とし、且つそれは弘栄の資であり寂照の師である了々斎寂如（生没不明）が仮に使っていたものであるとしている。そして弘栄の所伝のものと差異の無いものであるとしている。

ここで注目すべきは、寂如が「仮に」用いたということであろう。寛光の仮博士に関して岩原師は『声明の研究』において

殊に声明の墮落を具体的に今日に物語つて居るものは東南院寛光師の「仮博士」の出現である。師は天明三年（皇紀二四四三）に仮譜を書いて居られるが。師の考えでは初心者の方に口唱の通りを目で見せたら、と云う婆心からであったであろう。勿論初心者の方には結構な企であり且つ又声の動き方を後世へ残すと云う点には多少の効果はあるが少なくとも従来仮譜なしに相承して来たものを、仮譜を借らねば唱え得ないと云うことは確かに墮落である。之れを音符其の物から見ても、音の性質其の物を表現する方へ変化したとすれば進歩であるけれども、音の性質の一部を表現して居る墨譜に代うるに、全くに抑揚記号を以てしたことは時代錯誤である。併しこれは之を要求した時代の罪に外ならぬのである。<sup>58</sup>

として、寛光の仮博士は声明の墮落の表れであると厳しく評された。しかしそれは仮博士を必要とせざるを得なくなった時代の罪であつて、おそらく寛光は初心者の方に仮博士を製作したものと述べている。この初心者の方にとつては、先の寂照師が『南山進流 魚山仮譜』の序においても「初学に便を以て」としているものと同じである。また現在であつても、声明の研鑽においては

必ず本来の博士、墨譜を見ることが求められるが、目安は目安に過ぎないとのことであろう。これこそ寂如が仮博士を「仮に」しか用いなかった理由である。

しかし、簡易なる仮博士は一気に広まり、それまで師資相承、口から口、耳から耳へと伝えられた声明が、ある意味各々の理解の具合によって様々な方向へと変化をしていくという事態を招く大きな契機となったことは容易に想像できる。岩原師は続けて

吾師僧正の口伝に依れば寛光以前と寛光とは声明が大きく変化しているとのことであるが、此の辺には未だ研究の余地が充分に存在すると思うのである。<sup>59</sup>

としている。岩原師の指摘する寛光以前と寛光の違いについて、それを具体的に挙げることはできないが、声明講究会において指摘された、同門として理峯、廉峯より相承したはずの弘栄と寛光の唱える博士が違っていた、という相違点が岩原師の指摘と繋がるものであろう。それは今後の研究課題としつつ、私見であるが、そこには寛光の掲げる東南院様、つまり重仙所伝の新東南院様の影響があるのではないかと考えている。ただし、そこには先のとおり仮博士による表記から生じた後学の誤解や誤った流伝も混入していることが予想され、慎重なる検討が必要である。

### 結、現行の南山進流血脈の扱いについて

さて、以上のことを踏まえて考えるに、中川善教師によって東南院様であると伝えられている現行の南山進流における血脈を如何に扱うべきものであろうか。

これまでの考察のとおり、現行の南山進流の血脈は覚証院様のものと言わざるを得ない。ただし、あくまでも血脈自体には「声明業血脈」と記されているのであるから、覚証院様とか東南院様に固執するものではないのかもしれない。その両様自体、唱える声明の曲や博士に大差があるわけではなく、その唱え方や声の出し方の細部においての違いである。

加えて、その両様は劍忠の「非節」を経て慈鏡の『声決書』が書かれる応永三年頃までには既に法流に多少の混交をきたしていた。事実現行の血脈においても覚証院の隆然にはじまり重弘・隆印（生没不明）、東南院の重仙という両院における先師が名前を連ねている。ただし既にその時点で東南院様は劍海相伝のものとは姿を変え、劍忠による東南院様となっていた。さらに時代の変遷とともに、寛保三年の『寛保魚山』の発行頃には、その両様の口決はかなり入り乱れ、唱える人の「宜しきに随つて」両様の曲節を唱えるを良しとするに至っていた。その中で、南山進流は覚証院様を正当なる本流としながら、併せて傍らに東南院様を相承してきたものと考えられる。そういう意味でも現行の血脈をみるとき、両様を兼ね併せた「南山進流 声明業」と見るべきものであろう。

また寛光の仮博士による開示に伴い、声明の相伝は理解し易くなつたのと同時に、師に従うことなく誤解をも生じ易く、さらにはそれが独り歩きしてしまうこともさえも危惧されるに至つた。「宜しきに随つて」というのは勝手にということではなく、しつかりと師に従つての研鑽が必須である。

ただし今後の研鑽において、寛光のいわゆる新東南院様の扱いについては課題の一つである。

- 1 「声明講究会の記」（『大山公淳著作集』第七卷五百九十五頁）
- 2 藤原栄善著「南山進流声明物語 その二」（平成二十七年一月一日、高野山出版社 発行 『高野山時報』百五十頁）
- 3 岩原諦信著『南山進流 声明の研究』（昭和七年六月六日、山城屋文政堂藤井佐兵衛 発行）二十三頁
- 4 『声明声決書』（『統真言宗全書』第三十卷二五七頁）、『統真言宗全書』（昭和六十一年一月十五日、統真言宗全書刊行会 発行）
- 5 観験上人、『金剛峯寺諸院家析負輯』十には観劍とあり（『統真言宗全書』第三十五卷五百八十九頁下）
- 6 『声明声決書』（『統真言宗全書』第三十卷二百五十八頁）
- 7 了栄房劍忠、『析負輯』三には龍栄房とあり（『統真言宗全書』第三十四卷百八十二頁下）。師である劍海は龍信房であり、劍忠の次の住職である劍空は龍恵房であることから、劍忠も龍栄房であった可能性も考えられる。

- 8 『声明声決書』(『統真言宗全書』第三十卷二百五十九頁下)
- 9 『声明声決書』(『統真言宗全書』第三十卷二百五十九頁下)
- 10 『声明声決書』(『統真言宗全書』第三十卷二百六十頁上)
- 11 『声明相承』(法蔵館『密教大辞典』六卷二十七頁)、『密教大辞典』(昭和六年九月三十日、法蔵館 発行)
- 12 『声明声決書』(『統真言宗全書』第三十卷二百五十七頁上)
- 13 『遍照発揮性靈集』卷第六「右將軍良納言為開符儀同三司左僕射設大祥齋願文」(『定本 弘法大師全集』第八卷九十九頁)、『定本 弘法大師全集』(平成八年九月二十一日、高野山大学密教文化研究所 発行)
- 14 『南山進流明治改正 魚山薑芥集』(明治二十五年五月十日、経師木村留松 発行)
- 15 岩原諦信著『南山進流 声明の研究』・大山公淳『大山公淳著作集』第四卷「仏教音楽と声明」、『大山公淳著作集』(昭和五十三年四月十五日、ヒタカ 発行)
- 16 『南山進流 声明類聚 付伽陀』(昭和五年九月二十五日、松本日進堂 発行)
- 17 『文明記』(『統真言宗全書』第三十卷三十七頁)
- 18 『声明私案記』上(『統真言宗全書』第三十卷八十九頁)
- 19 『魚山私鈔略解』(『統真言宗全書』第三十卷百三十一頁)
- 20 『声明聞書』(『統真言宗全書』第三十卷二百七頁)
- 21 『声明聞書』(『統真言宗全書』第三十卷二百七頁上)
- 22 『声明講究会の記』(『大山公淳著作集』第七卷六百七頁)
- 23 『声明講究会の記』(『大山公淳著作集』第七卷六百三頁)
- 24 『文明記』(『統真言宗全書』第三十卷四十四頁上)
- 25 『声明私案記』上(『統真言宗全書』第三十卷九十四頁下)
- 26 『文明記』(『統真言宗全書』第三十卷四十五頁下)
- 27 『声明私案記』上(『統真言宗全書』第三十卷九十五頁上)
- 28 『文明記』(『統真言宗全書』第三十卷四十六頁上)
- 29 『文明記』(『統真言宗全書』第三十卷四十六頁下)
- 30 『声明講究会の記』(『大山公淳著作集』第七卷六百八頁)
- 31 『文明記』(『統真言宗全書』第三十卷四十七頁上)

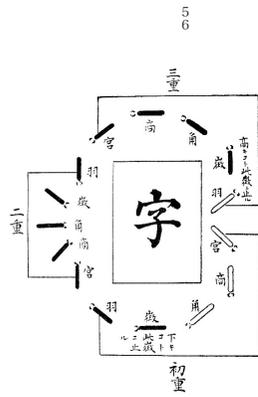
- 3 2 「声明講究会の記」(『大山公淳著作集』第七卷六百十六頁)
- 3 3 『南山進流寛保再版 魚山薑芥集』魚中一牒
- 3 4 『魚山鈔略解』(『統真言宗全書』第三十卷百四十三頁上)
- 3 5 『南山進流寛保再版 魚山薑芥集』魚中五十六牒
- 3 6 『声明私家記』上(『統真言宗全書』第三十卷百一十一頁上)
- 3 7 『文明記』(『統真言宗全書』第三十卷五十六頁下)
- 3 8 『声明講究会の記』(『大山公淳著作集』第七卷六百二十三頁)
- 3 9 『南山進流寛保再版 魚山薑芥集』魚下五牒表
- 4 0 『南山進流寛保再版 魚山薑芥集』魚下五牒表
- 4 1 『声明声決書』(『統真言宗全書』第三十卷二五九八頁下)
- 4 2 『金剛峯寺諸院家析負輯』一(『統真言宗全書』第三十四卷五十三頁)
- 4 3 『南山進流明治改正 魚山薑芥集』魚序三表
- 4 4 『南山進流明治改正 魚山薑芥集』魚序四表
- 4 5 『南山進流寛保再版 魚山薑芥集』「校正魚山薑芥集序」・『南山進流明治改正 魚山薑芥集』「序」
- 4 6 『声明聞書』「進流秘書」(『統真言宗全書』第三十卷二百二十頁上)
- 4 7 『声明聞書』「進流秘書」(『統真言宗全書』第三十卷二百二十頁下)
- 4 8 『金剛峯寺諸院家析負輯』三(『統真言宗全書』第三十四卷百八十四頁下)
- 4 9 『金剛峯寺諸院家析負輯』二(『統真言宗全書』第三十四卷百八十四頁下)
- 5 0 『魚山私鈔略解』上本(『統真言宗全書』第三十卷百四十三頁上)
- 5 1 『魚山私鈔略解』下本(『統真言宗全書』第三十卷百七十五頁下)
- 5 2 『南山進流明治改正 魚山薑芥集』二十三牒表、別本には「快助学頭」との訂正あり
- 5 3 『魚山私鈔略解』下本(『統真言宗全書』第三十卷百七十五頁下)
- 5 4 『魚山私鈔略解』下本(『統真言宗全書』第三十卷百七十五頁下)

55 本博士 (墨譜)

遍  
虚  
空

仮博士

遍  
虚  
空



57 『南山進流 魚山集仮譜』 (明治二十四年八月一日、太融寺 出版)

58 岩原諦信著 『南山進流 声明の研究』 二十頁

59 岩原諦信著 『南山進流 声明の研究』 二十一頁

